

公 示

九州運輸局長
令和8年5月19日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和8年5月29日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

(公示番号 九運公第13号)

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃等の上限変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要						備考
		現 行			申 請			
長8運5	五島自動車株式会社	対キロ区間制	基準賃率	42円10銭	対キロ区間制	基準賃率	52円90銭	
			初乗運賃	120円		初乗運賃	180円	